

# 入札説明書

令和7年12月16日に公告した令和8年度沖縄県立精和病院電力供給業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記9によること。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し出ることはできない。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名：令和8年度沖縄県立精和病院電力供給業務（単価契約）
- (2) 契約期間：令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時まで
- (3) 供給場所：沖縄県島尻郡南風原町新川260（精和病院）
- (4) 契約内容及び数量：この入札説明書及び仕様書のとおり

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ）

この公告に定める入札日時点で「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年7月20日沖縄県告示第69号）」に基づく競争入札参加資格者名簿（営業品目「27 燃料類」取扱品目「電気」）に登録された者であること。

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加条件をいう。以下同じ）

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (2) 沖縄県内に本社・支社・支店または営業所等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号いずれにも該当しない者であること。
- (4) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止、又は指名除外の措置を受けた者でないこと。
- (5) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限日及び入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者でないこと。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法の適用を受けた者を除く）でないこと。
- (7) 次の各号に該当しないもの
  - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という）
  - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
  - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがいる。

#### 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

沖縄県立精和病院総務課設備・調達係  
〒901-1105 南風原町新川260  
TEL:098-889-1390  
FAX:098-889-8385

#### 5 契約書作成の要否

要。

#### 6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

#### 7 入札参加申込み

- (1) 提出方法 : 別紙一般競争入札参加資格登録申請書及び該当する添付書類
- (2) 提出期限 : 令和8年1月9日(金)~~19日(月)~~午後5時
- (3) 提出場所 : 沖縄県立精和病院総務課設備・調達係
- (4) 提出方法 : 持参(ただし、土日及び沖縄県病院事業局職員就業規程第10条第2項に掲げる日(以降「休日」という。)には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着。)で行う。
- (5) その他 :
  - ア 入札参加の申込みをしない者は、入札に参加できない。
  - イ 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
  - ウ 提出された書類は、無断で他の目的に使用しないものとする。
  - エ 提出された書類は返却しない。

#### 8 入札参加確認通知

入札参加の可否は令和8年1月22日(木)までに連絡する。

#### 9 仕様等に関する質疑応答

仕様等に関する質問がある場合、別紙「質疑書」に質問事項を記入のうえ、受付場所への持参または郵送およびFAXにより以下のとおり提出すること。

- (1) 受付場所 : 沖縄県立精和病院総務課設備・調達係
- (2) 受付期間 : 令和7年12月16日(火)から令和7年12月24日(水)までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時(正午から午後1時までの昼休み時間を除く。)まで。
- (3) 回答方法 : 令和7年12月25日(木)正午から令和8年1月9日(金)正午までの間、沖縄県立精和病院ホームページで公表する。ただし、質問がない場合は公表しない。

#### 10 入札の日時及び場所

令和8年1月28日(水) 9時30分 精和病院 2階会議室

## 11 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（常時電力基本料金単価（kW 月単価））及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価（kWh 単価））を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、仕様書で提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

※ 入札金額の算出に当たっては、燃料費等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (3) 入札に際し、入札書に記載する入札金額に応じた入札内訳書を提出すること。
- (4) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は 3 回（1 回目の入札を含む）までとする。
- (7) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

## 12 入札保証金に関する事項

令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時までに見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を納付して下さい。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除されます。

なお、入札保証金は、入札終了後還付します。ただし、落札者には、契約締結後還付します。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 13 契約保証金に関する事項

契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付してください。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除されます。

- (1) 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上）を締結しその証書を提出したとき。

- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 14 入札の無効

次に該当するときは、入札を無効とします。なお、無効入札をした者は、再度の入札に参加できません。

- (1) 入札に参加するに必要な資格の無い者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が入札事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が連合して入札したとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の金額に達しないとき。
- (8) 入札書に記名押印がないときその他記載事項を確認できないとき。
- (9) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。
- (10) 入札書の表記金額を訂正して入札したとき。

#### 15 最低制限価格の有無

無。

#### 16 その他

入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（周知の事実を除く。）を漏らしてはならない。